



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 163/2024年7月号

発行日：2024年7月25日

2024年7月11日に日経平均株価が4万2224円の最高値をつけました。日本取引所グループ公表の2024年6月の東証プライム市場のPERは平均17.6倍とのもので、バブル時のPER60倍の状況は異なり、日本企業の収益性は高くなっているのは事実の様です。株高が実体経済に反映される日が来てほしいものです。

### 最新情報（2024年6月1日～2024年6月30日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 6月4日	公開草案	「業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期間 終了
2024年 6月21日	改正	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年6月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。  2023年12月5日に投資事業有限責任組合会計規則（以下「有責組合会計規則」という。）が公表され、日本の投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）が保有する金融商品に	—

			対する公正価値評価を促進するため、時価での評価が原則とされるときともに、時価の定義が明確化されました。本改正は、新たに公表された有責組会計規則との整合性を図るために見直しを行ったものです。	
2024年 6月21日	公開草案	「業種別委員会実務指針第69号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針第69号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>金融商品取引法に基づく四半期開示制度の見直し等を踏まえて、「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和3年国土交通省令第75号）」が2024年3月に改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。併せて、期中レビュー基準報告書が新設されたこと、及び業種別委員会実務指針第70号「特定複合観光施設区域整備法に基づく監査に関する実務指針」（以下「業種別委員会実務指針第70号」という。）が2024年3月に公表されたことに伴う対応も行っております。</p>	意見募集期間 終了

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 6月17日	コメント	内閣府「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集」に対するコメントの提出につ	<p>2024年5月27日付けで内閣府から「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見募集」が公表されました。</p> <p>日本公認会計士協会では、「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に対するコメントを取りまとめ、2024年6月13日付けで内閣府に提出いたしましたのでお知</p>	—

		いて	らせします。	
2024年 6月18日	改訂	「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部 改訂について	<p>「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（以下「Q&amp;A」という。）の一部改訂について、公表しましたのでお知らせします。</p> <p>今回の改訂は、2024年2月21日付けで『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書』（以下「国大会計基準」という。）が改訂されたことを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会の両者で検討を行ったものです。</p> <p>改訂後のQ&amp;Aは、令和6事業年度から適用されます。</p> <p>ただし、大学運営基金及び国際卓越研究大学研究等体制強化助成等に関する改訂箇所の適用に当たっては、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）の施行に合わせ、令和6年10月1日以後に終了する事業年度から適用されます。</p>	—

#### 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

#### 6. その他（会計制度委員会等）

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 「移管指針の適用」等の公表

我が国の会計基準は、企業会計基準委員会が設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針については日本公認会計士協会が公表していました。

2001年に企業会計基準委員会が設立された後は、新しい会計基準、適用指針及び実務対応報告については、いずれについても企業会計基準委員会が公表することとしていました。日本公認会計士協会が公表した実務指針等については包括的に企業会計基準委員会に引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっていましたが、多くの実務指針等ははまだ日本公認会計士協会に残されている状況でした。

こうした状況を受けて、企業会計基準委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を企業会計基準委員会に移管するプロジェクトについての考え方を示し、2023年6月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」を公表しました。また、2023年11月開催の理事会では「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正され、企業会計基準等に新たに「移管指針」の区分が設けられました。

2024年6月20日開催の第528回企業会計基準委員会において、以下の移管指針「移管指針の適用」等の公表が承認されました。なお、本移管プロジェクトにおいては、継続企業と後発事象に関する調査研究も行われています。

#### 移管指針「移管指針の適用」

移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」

移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」

移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」

移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」

移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」

移管指針第8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」

移管指針第11号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」

移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」

移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」

移管指針第14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」

以上

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703